



公益
財団
法人

大学基準協会
Japan University Accreditation Association

巻頭言

高等教育のグランドデザイン

徳久 剛史

大学基準協会 副会長
国立大学法人千葉大学長



日本の高等教育は戦後に再構築され、人口増加や経済的発展とともに著しい量的拡大を遂げた。平成3年には、高等教育の個性化や多様化を促進するために大学設置基準等の大綱化が行われ、短期大学から大学へ転換する私立大学が増加した。その結果、大学進学率も10%から50%を超えるまでに上昇した。この間大学は、科学技術立国を目指す日本の知識基盤社会を支える人材を育成することで、イノベーション創出を介して日本の経済的発展を支えてきた。しかし、近年のグローバル化の進展と新興国の台頭により社会環境が大きく変化するとともに、日本の少子高齢化や経済・財政状況の悪化により、各大学は独自の機能強化に向けた改革を強く求められている。

その中でも国立大学は、平成16年の法人化以降、基盤的経費である運営費交付金が継続的に減額され、その分を人件費の削減で補てんしたので教職員の新規採用が減少し、教育研究機能が脆弱になっている。そこで文部科学省は、平成25年に「国立大学改革プラン」を示して、ミッションの再定義から人事給与システム改革、ガバナンス強化に向けて学校教育法や国立大学法人法の改正などを行ってきた。昨年6月には「国立大学経営力戦略」により経営力強化に向けた改革の方向性を示している。そして平成28年度からは、各大学の機能強化の取組の評価に基づき運営費交付金のメリハリある配分を行うため、その財源として運営費交付金の一部を継続的に留保することにしている。

日本の高等教育の7割以上を担当している私立大学は、固有の建学理念に基づく人材育成を行うとともに、多様化した社会の要請に応えるため様々な機能強化に向けた改革を推進してきた。そのため各大学の経常的経費も増加し続けている。しかし、国の財政難から私立学校振興助成法で規定されている私立大学等経常費補助金は、大学当たりでは減額され続けている。さらに、この補助金が不交付となる入学定員超過率の制限も厳しさを増している。このような状況下での大学に対する基盤的運営経費の拙速な削減は、日本の高等教育の崩壊につながりかねないと危惧している。

大学が、教育研究の質を担保しながら明日の日本をリードする有為の人材を育成し続けるには、当面の課題である18歳人口の減少と財政難に対応するための機能強化に向けた改革を継続していかなければならない。同時に、各大学は将来の日本の高等教育のあり方を見据えた大胆な機構改革も考慮する必要がある。その機構改革は、これまでの量的拡大路線からの見直しを含めた大学設置基準の改定や認証評価制度の充実などを包含した形で作成される「高等教育のグランドデザイン」に沿って進められることが望ましい。文部科学省はじめ、国立大学、公立大学、私立大学だけでなく高等専門学校など多様な高等教育機関の関係者による議論に基づいた「グランドデザイン」を積極的に構築していく時が来ているように思えてならない。

認証評価結果を公表しました

本協会は、第501回理事会において平成27年度の各種認証評価結果を決定し、3月23日(水)に記者発表を行いました。平成27年度に認証評価を受けた大学は、大学評価が53校、短期大学認証評価が5校、法科大学院認証評価(追評価)が2校、経営系専門職大学院認証評価が8校、公共政策系専門職大学院認証評価が2校、公衆衛生系専門職大学院認証評価が1校です。

平成27年度大学評価を終えて

浅野 考平 大学評価委員会 委員長
関西学院大学 理工学部 教授

今年度は、53大学から評価申請があり、各大学から提出された自己点検・評価報告書に基づき、教育研究活動および管理運営・財務の評価を行った。その結果、大学評価委員会として申請大学すべてを、本協会の定めた大学基準に適合するとした。ただし、内1大学は期限付きとしている。各大学に対して数の多少はあるが長所を指摘し、その一方で改善勧告や努力課題も付した。

評価をする体制としては、例年通り各大学に当該大学の評価のための分科会を設けた。分科会の委員の合計は261名である。委員の多数は大学基準協会加盟の大学の教員、職員であるが、直接的な意味では高等教育の関係者ではない方々にも加わっていただいた。また、特に財務に関しては、上記の分科会とは別に大学財務評価分科会を設け、その下に10の部会を設置し、32名の委員の方に専門的な立場から評価を行っていただいた。さらに、それに加えて本協会の事務局のメンバーが、それぞれの分科会に複数名配置され、評価の作業に当たった人数は延べ400名を超えることになる。評価に要した期間としては、今年度の4月に、申請を受け付けて、分科会の委員をお願いして以来、評価委員会としての評価を確定させる12月までの長期にわたる作業であった。

申請していただいた大学にとっては、自己点検・評価報告書の作成だけでも長期間にわたる多大な労力を払われたことと思われるし、分科会からの質問に対する回答の作成、実地調査への対応などにも、大変なご苦労をかけたことと思う。今年度の評価を滞りなく終えることができたのは、これらすべての関係者のご苦労の賜物であり、評価委員長として心からの感謝を申し上げる。

今年度は、認証評価制度が設けられて以来、第二サイクルの5年目である。このサイクルの評価の特徴の第一は、大学が自己の教育活動とその成果を社会に自ら保証するという、内部質保証の活動を重点的に評価することである。第二は、学部、研究科の教育研究活動を分野ごとに評価するのではなく、大学を1つの機関として、機関別に評価することである。いずれも本協会が直接、教育研究や管理運営を評価するのではなく、各大学の自己評価を評価するという間接的な評価を行うのである。

点検・評価報告書における記述には根拠を求めている。特に可能な限り根拠となる事実を示す資料を添えていただくこともお願いした。長所に関しては、既に成果があるか、成果が十分に見込めることが根拠によって示されていることを確認した上で指摘することとしている。また、改善勧告、努力課題を付す場合でも十分に事実を確認することに努めた。

具体的な評価活動においては、定量的な基準に基づく評価には主観の入り込む余地は小さいが、定性的な基準に基づく評価には、主観の入り込む余地が大きい。定性的な基準に基づく評価に関しても、大学評価委員会で直接議論を重ね、偏りがないように、また分科会ごとの評価のふれを最小限に押さえるように努めた。

分科会の委員には、仮想の大学の自己点検・評価報告書に対する模擬的な評価をしていただき、模擬的な分科会を実施して議論をしていただいた。さらにその結果を一堂に会して全体で議論するなどの研修を受けていただき、評価の適切さを期した。

大学は、学校教育法に基づき、少なくとも7年に1度は文部科学大臣によって認証された評価機関において評価を受けなければならない。認証評価機関としての本協会の大学評価は社会的な責任も重い。一方では、大学評価は形骸化している、あるいは、大学の質の向上は競争原理に任せておけば良いとの意見もある。しかしながら、教育は、それを受ける側にとっては、長期にわたる影響を及ぼすものであり、取り返しがつかないという面を持っている。競争原理や市場原理だけに任せておくことはできない。また、本来、大学の教育活動の成果はわかりにくいものである。それ故、わかりやすい側面だけで評価されるのであってはならない。これが本協会あるいは大学関係者によるピアレビューを行う意義である。

評価の作業を進めながら感じたことは、教育の事業というもの難しさである。もとより完璧な教育などあるはずがなく、したがって、何の課題も抱えていない大学もあるはずがない。当該大学が、どれだけ自己の課題を探り出し、真摯に課題に向き合い、それを克服しようとしているかを評価するのが、大学評価の本来の姿であると考えている。われわれの求めるのは、大学の間を見せないような報告書ではない。また、われわれ評価する側も単に大学の長所や欠点を指摘することに終始してはならない。最後に大学評価のあるべき姿を確認しておきたい。

平成27年度短期大学認証評価を終えて

馬場 重行 短期大学評価委員会 委員長
山形県立米沢女子短期大学 理事・教授

今年度は、公立3校私立2校計5校の認証評価を行った。その結果、全ての短期大学・短期大学部が本協会の基準に適合していると認定した。1年近くに及び評価に当たられた委員各位と事務局の方々に深く感謝申し上げる。

今年度も、4年制大学との併設校、単独校それぞれに課題を抱えつつも、より充実した短大教育の実現や研究の進展、地域貢献等に尽くす姿を審査の過程の中で確認することができた。そのことは、短期大学が担う社会的使命や多様

なニーズに改めて向き合うことでもあった。

本協会の評価の基本姿勢は、開始時点から変わっていない。それは、評価をただの義務として処理するのではなく、これを機会に各大学が自らの強みと弱みを発見し、前者を一層強化し後者を改善する、そのサポート役としての認証評価機関ということである。こうした側面を更に充実・発展させるよう努めたい。

平成27年度法科大学院認証評価を終えて

阪口 正二郎 法科大学院認証評価委員会 委員長
一橋大学大学院 法学研究科 教授

2015(平成27)年度は、法科大学院認証評価の第2期目の4年目にあたる。今年度は、2013(平成25)年度に「不適合」と判定した2校より認証評価(追評価)の申請があり、各校ごとに分科会を設置し、書面評価及び実地調査を行い、さらに当該分科会の報告に基づいて、法科大学院認証評価委員会全体で審議を行い、「法科大学院基準」への適合性を判断した。

2校のうち1校については、依然として、学生の適確かつ客観的な受け入れ、適性試験の結果を考慮した入学者の適性の適確かつ客観的な受け入れ、自己点検・評価のための組織体制の整備と実施に重大な問題があり、それらの状況を総合的に判断した結果、「法科大学院基準」に適合してい

ないと判定した。当該法科大学院においては、それぞれの課題について速やかに改善を図ることが期待される。

もう1校については、本評価の際に本委員会が指摘した問題が改善されていることが確認されたことから「法科大学院基準」に適合していると判定した。

現在、法科大学院制度自体が「岐路」に立っている。こうした状況の中であって、各法科大学院が「法科大学院基準」に照らして、正当な批判に耐えうる法科大学院かどうかを認定することが、本委員会に課された重い責務である。この責務の重さを自覚しつつ、来年度も認証評価の作業に厳粛に取り組んでいきたい。

平成27年度経営系専門職大学院認証評価を終えて

太田 正孝 経営系専門職大学院認証評価委員会 委員長
早稲田大学 商学学術院 教授

今年度は、計8校の経営系専門職大学院に対する認証評価を実施し、7校を適合と認定し、1校を不適合と判定した。昨年に続いて不適合となる大学院が生じたことは残念ではあるが、見方を変えれば、基準改定から3年が経過し、経営系専門職大学院認証評価の本来の機能が定着した証左でもある。事実、新基準で不適合と判定された大学院あるいは勧告を受けた大学院の多くが、認証評価委員会の指摘を真摯に受け止めて飛躍的に改善されるケースが

増えたからである。不適合の判定には多くの心理的葛藤を伴うが、日本のビジネス・スクールの質保証ならびに国際競争力は確実に確保されつつあると言える。認証評価結果が出てから半年後にピアレビューを受ける新システム、さらにはビジネス・スクール・ワークショップでの定期交流も、こうした流れに寄与しているであろう。本認証評価委員会が日本のビジネス・スクールのより一層の質保証をリードしていくことを期待するものである。

平成27年度公共政策系専門職大学院認証評価を終えて

田邊 国昭 公共政策系専門職大学院認証評価委員会 委員長
 東京大学大学院 法学政治学研究科・公共政策学教育部 教授

今年度の公共政策系専門職大学院認証評価は、京都大学大学院公共政策教育部公共政策専攻及び早稲田大学大学院政治学研究科公共経営専攻を対象として行った。書面評価と実地調査を経て、本協会の公共政策系専門職大学院基準に適合しているとの判断を得た。

平成27年度から新しい基準での認証評価となった。公共政策系専門職大学院は、各大学でどのような人材を育成し

ようとしているのか、大学ごとにその特徴に差がある。新しい基準は、以前のものより更に具体化を図ったと考えられるが、その分だけ書面評価と実地調査が形式的な確認に終始する部分が増え、実質的に対象校との間の問題意識の共有や課題の深掘りが少なくなったという意見もきかれた。新しい基準の下で評価を通じた実質的なフィードバックが図られるよう、今後とも評価のあり方を考えてゆかなければならない。

平成27年度公衆衛生系専門職大学院認証評価を終えて

馬場園 明 公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会 委員長
 九州大学大学院 医療経営・管理学講座 教授

本協会による公衆衛生系専門職大学院認証評価の実施において、今年度は、帝京大学大学院公衆衛生学研究科公衆衛生学専攻からの認証評価申請があり、分科会を設けて評価を行い、基準に適合しているとの認定を行った。国際交流を積極的に行っていることやアカデミックアドバイザーを設置したきめ細かな指導を行っていることが教育の特色であった。

わが国では、京都大学、九州大学、東京大学、帝京大学に

公衆衛生系専門職大学院が設置されているが、医学科修士課程でも公衆衛生学修士を養成している大学が増えてきている。公衆衛生学修士の社会での活躍を支援するためには、就職先となる行政機関・保健医療福祉関連機関・民間機関・教育研究機関等との交流や連携が重要であると同時に、医学科修士課程で行われる公衆衛生学修士の教育の質の担保も必要となってきたと考えられ、何らかの認証の仕組みなども検討されてもいいのではないかと考える。

i 検索条件を指定し、あとは検索ボタンを押すだけ！ 評価結果の検索や閲覧がさらに便利に。

各種認証評価結果は、本協会ホームページの「評価結果検索ページ」からの閲覧が便利です。

例えば、平成27年度のすべての認証評価結果を参照したい場合には、「評価実施年度」に「2015」を指定してください。その他、大学名や認証評価種別による検索も簡単に行えます。

この機会に是非ともご活用ください。

<URL : <http://www.juaa.or.jp/search/index.php>>



認証評価を受審して

野嶋 佐由美 高知県立大学 副学長

1. 本学における認証評価

本学は、文化学部・看護学部・社会福祉学部・健康栄養学部の4学部、看護学研究科・人間生活学研究科の2研究科を擁し、前身の高知女子大学の時代から、平和と文化の発展及び福祉の増進に貢献し、実学を重んじる伝統を醸成し高度な職業人を育成しています。また、公立大学の使命である知の拠点として社会に有為な人材を輩出し、教育・研究及び社会活動を通して、高知県はもとより国内外に貢献しています。創基70周年を迎える節目の年に第2期認証評価を受けることは、歴史を振り返るとともに、本学の使命とidentityを確認する貴重な機会となりました。

この数年の運営組織の改革としては、平成23年に公立大学法人化と男女共学化、及び校名変更、平成27年には高知工科大学との法人統合を行っています。教育改革としては、各学部の定員増とそれに伴う教育課程改正、2研究科の改組と教育課程改正、キャンパスの移転・改築等の改革を実施しています。高知県立大学となってからは、時代の変化や社会のニーズにさらに柔軟に対応し、県民に貢献する「県民大学」として、地域と大学が協働して地域の課題に取り組む「域学共生」の理念のもと、少子・高齢社会における健康長寿の探究、南海トラフ地震への備え、地域社会活性化への貢献など、地域の課題に積極的に取り組んでいます。現在、教育改革・運営組織改革の途上であり、規定やカリキュラム変更など、関係部局の皆様には多くのご負担をおかけいたしました。

2. 認証評価の取り組み

(1) 自己点検・評価

本学では、副学長、学部長・研究科長を初め部局長を構成員とする自己点検・評価運営委員会が中心となって自己点検・評価業務を行っています。本学の内部質保証は、法人として、中期計画および年次計画を立案し、毎年その達成に対して自己点検・評価を実施し、高知県公立大学法人評価委員会から評価を受けてい

ます。特徴としては、各部局・委員会は1年の活動を分析し、自己点検・評価を行い、「アニュアルレビュー」において発表する体制を整え、定期的に自己評価を行っていることです。アニュアルレビューでは、各学部・研究科、センターのみならず、各種委員会や事務局が前年度の活動実績と次年度の活動方針を発表しており、教育研究活動等の改善に繋げています。また、全教員・職員が、内部質保証のサイクルに参加することを目指しています。

(2) 実地調査

平成27年10月の大学基準協会の実地調査においては、施設・設備の調査、学生インタビュー等の他、全体及び個別の意見交換を行っていただきました。いずれにおいても、率直なご意見、真摯なご意見をいただきました。質疑応答を通じて、事前の書面審査の内容にとどまらず、本学の活動内容を直接お伝えすることができ、中でも、本学が県民大学として注力している社会貢献活動についても踏み込んだ意見交換の結果、活動内容が高く評価されることに繋がったと感じています。

実地調査の結果、今後取り組むべき課題について適格なご指摘をいただき、「ピアレビューによる認証評価」の意味を知るとともに、貴重な体験をさせていただきました。

3. 今後の取り組み

平成28年3月に、本学に対する大学評価(認証評価)結果が示されました。その中で活動内容全般に対する詳細な評価に加え、今後取り組むべき努力課題が指摘されました。本学としては、「学位授与方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」の一体的策定、大学院教育を学位プログラムとして実質化していく課題に取り組み、指摘された努力課題の解決に速やかに取り組んでおります。今回の認証評価を通して、大学の活動全般にわたる自己点検・評価に主体的に取り組み、本学の長所と解決すべき課題を明瞭にすることができました。今回の認証評価における受審の経験と評価結果を、今後の大学運営の向上に生かしていきたいと考えております。

獣医学教育の専門分野別評価システムの構築に向けた検討状況について

中山 裕之 獣医学教育試行評価委員会 委員長
東京大学 大学院農学生命科学研究科 教授

現在、日本には獣医学教育の学士課程を有する大学が、国立10校、公立1校、私立5校の計16校あり、毎年1,000名弱の卒業生を輩出している。6年制の獣医学学士課程を修了した学生は、農林水産省が主管する「獣医師国家試験」を受験し、合格すれば晴れて「獣医師」として登録される。これら16校の代表者が一堂に会する教育連絡会議として「全国大学獣医学関係代表者協議会（以下「全国協議会」という。）」があり、獣医学教育に関する様々な事項の検討や大学間の調整などを行っている。

獣医学の学士課程教育、すなわち獣医師養成教育の改革については、1984年に大学での修業年数が4年から6年に改められた後、1990年代から2000年代に国立大学で学士課程の統廃合を目指した調整が試みられたが実現は叶わず、その進展は2008年文部科学省に設置された「獣医学教育の改善充実に関する調査研究協力者会議（以下「協力者会議」という。）」における議論の結果を待つことになる。そして、2011年、獣医学教育改革の高位平準化を目指すための方策として、1)モデル・コア・カリキュラムと2)共用試験の実施、3)教育の国際共通性を担保するための共同教育課程の設立、そして教育内容の改善を目指した4)第三者機関による教育評価の実施、が同会議で取りまとめられた。

現在、上記16大学はこれらの方策の実施を目指し大規模な教育改革を行っている。モデル・コア・カリキュラムについてはすでに全大学で採用され、これに沿った学士課程教育が実施されている。共用試験は、実施機関である「獣医系大学間獣医学教育支援機構」が設立され、2016年の本格的な実施を目指して各大学で試行がなされている。共同教育課程については、10国立大学のうち8大学が、2大学ずつで1共同獣医学部、2共同獣医学科、1共同獣医学課程を組織し、規模の拡大による利点を生かした教育を始めている。

一方、第三者機関による教育評価に関して、全国協議会は、協力者会議の結果を受け、2012年11月に獣医学の学士課程教育の評価を大学基準協会に依頼した。大学基準協会は昭和22年に「獣医学教育に関する基準」を策定し、その後「獣医学に関する大学院基

準」も策定、これらを複数回改定してきた経緯があったことから、経験を生かした迅速な対応が期待された。2013年4月には大学基準協会内に「獣医学教育評価検討委員会」が組織され、獣医学の学士課程教育の評価基準の作成について具体的な検討が始まった。その後、実際の評価指針を作成するワーキンググループの開催も含めて、同委員会は都合10回開催され、2014年に評価基準案と評価を行うためのワークシート案を「中間まとめ」の形で取りまとめた。さらに、2015年にはこの評価基準案に基づいて東京大学と日本獣医生命科学大学を対象として試行評価が行われ、その結果が両大学に送付された。現在、大学基準協会では試行評価の結果をもとに評価基準案等の見直し作業を行っており、同基準案についてはパブリックコメントを経て、基準委員会、理事会で承認される予定である。2017年には16校のうち2校が最初の本評価を受けることになる。

今回の評価は分野別の評価にあたることから、機関別認証評価の内容以外の視点に立っている。また、獣医学の学士課程教育に取り入れられた「獣医学教育モデル・コア・カリキュラム」の適切な実施を評価することが主たる目的となっているが、同時にわが国の獣医学教育の国際通用性を高めることも目標とされているため、欧米における獣医学教育のグローバル・スタンダードを視野に入れた内容となっている。そのため、学士課程教育に従事する教員数や施設・設備の基準数値が高めに設定されており、現時点ではこれらの項目の基準に達しない大学が少なからずあろうと予想される。この点に関しては、各大学の改善への努力に期待したい。また、技術的な面では、評価を行うに際して作成したワークシートを用いることで作業の簡便性を高めている。今後、このような分野別評価が普及するに際し、なるべく労力の少ない評価方法が求められることになると思われるが、今回取り入れたワークシートによる方法がその嚆矢（こうし）となる可能性が期待される。

本評価は機関別認証評価とは異なり任意評価に位置付けられるため、評価結果の拘束力は小さい。しかし、時代の流れとともに今後はこのような分野別評価の価値が高まっていくと考えられる。

未来を牽引する大学院教育改革 ～中央教育審議会が示す7つの基本的方向性～

猪股 志野 文部科学省 高等教育局 大学振興課
大学改革推進室長

昨年9月、中央教育審議会大学分科会は、これからの大学院教育改革の基本的な方向性と卓越大学院(仮称)構想を提言した「審議まとめ」を公表しました。本稿では、大学院教育改革の7つの基本的方向性のポイントを紹介します。

「審議まとめ」では、「大学院重点化」を経た20年後の課題として、「優秀な日本人の若者の博士離れ」「教員の負担の増加」「学生数が極端に少ない小規模専攻数の増加」を挙げて原因を分析しています。その上で、国内外の情勢も踏まえると、わが国の社会の発展と地球規模の課題解決のためには、「知のプロフェッショナル」(高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、既存の様々な枠を超えてグローバルに活躍できる人材)を育成する必要があること、そして、以下7つの基本的方向性に基づいて大学院教育改革を推進する必要があると提言されました。

- ①体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質の保証
- ②産学官民の連携と社会人学び直しの促進
- ③専門職大学院の質の向上
- ④大学院修了者のキャリアパスの確保と進路の可視化の推進
- ⑤世界から優秀な高度人材を惹き付けるための環境整備
- ⑥教育の質を向上するための規模の確保と機能別分化の推進
- ⑦博士課程(後期)学生の処遇の改善

まず第1は、学位授与・教育課程編成・入学者受け入れの方針を一体的に定め、公表することです。教育課程編成方針においては、研究室での研究活動に過度に依存して蝸壺的な教育に陥ることのないよう、研究科や専攻の枠を超えた幅広いコースワークから研究指導につながる体系的な教育課程とすることが重要と提言されています。また、学生の学修成果と学位論文への評価を厳格に行うことの重要性とともに、学生・教員への研究倫理教育の実施や、博士論文の指導・審査体制に関する改善方策についても提言されています。

第2は、企業等と協働した教育課程の開発・実施や、企業研究者と大学教員との人事交流を推進することです。また、大学院生を産学共同研究に参画させることや、社会人学び直しを促進するため、修士卒の優秀な社会人を対象に博士号取得を促進することなども提言されています。

第3には、専門職大学院制度が創設されて10年が経過

したことを踏まえ、制度全般を検証の上、1年以内に見直し、人材養成機能を抜本的に見直すことが提言されました。この提言を受けて、現在、中央教育審議会では、専門職大学院ワーキンググループ(WG)において審議が進められています。

第4は、大学院修了者のキャリアパスの多様化のため、全学的な支援や産業界の理解を促進することです。また、大学院修了者の進路状況及びその後の活躍状況の情報は、教育課程等の見直しや学生の進学判断材料となるため、各大学院は、課程・専攻別に入学者や修了者の進路等を把握・公表することが重要であると提言されています。また、認証評価制度においても、大学院修了者の進路状況が評価されるよう検討することが求められています。

第5は、世界から優秀な高度人材を惹きつけるため、国際的なアドミッション体制を整備することや、学生・教職員の国際交流の推進などのための環境整備を推進することです。

第6では、小規模専攻では教育の質の確保に課題がみられることや、専攻分野と産業界が求める人材の分野にミスマッチがあること、さらに、入学者確保を優先した結果、入学者の質が低下する等、規模に関する課題が指摘されました。このため、「各大学においては、学位・分野別の学生数やそのポートフォリオを、各大学の学部・学科や研究科・専攻の機能別分化と連動させつつ、社会的需要や教員ポスト見込み数を見極めた学術的需要に応じて、柔軟に見直すことが重要である」と提言されました。国も、各大学が自主的に大学院の教育研究組織等を見直すことを促すよう求められています。

最後の第7では、博士課程(後期)学生の2割が、生活費相当額程度の受給を受けられるよう、RA雇用等の多様な財源による支援を拡大することが提言されました。

以上の提言を受けて、現在、国では「第3次大学院教育振興施策要綱」(平成28年度～)の策定を検討しています。各大学院や認証評価団体におかれても、「審議まとめ」の各提言や中教審専門職大学院WGの審議を踏まえながら、大学院教育の質の向上のための取組を一層進めていただくことが期待されています。

アセスメントを基軸とした高等教育の質保証について ～医療分野から学ぶ高等教育の質保証～

川嶋 太津夫 大阪大学 未来戦略機構 戦略企画室 教授

イバン・イリッチという名前を記憶しているでしょうか。1970年代に「脱学校論」で一躍脚光を浴びたカソリックの神父である。彼は、近代の制度、特に医療制度と教育制度を鋭く批判し、我々は、制度とその効果をはき違えていると指摘した。患者は、病院に行くだけで健康を取り戻したと勘違いし、学生は、学校に毎日通えば、何かを学んだと思込んでいる。しかし、病院に通院するだけで病気が平癒し、健康に戻るわけではない。正確な検査と的確な診断に基づいて、適切な治療を受けてこそ、病気が治り、学校に通って、授業を受けたり、課外活動に参加したりして、学生自らが学習活動に深く関与してこそ、何かを学ぶことができるのである。

組織研究の分野では、病院と大学を含む学校は、その類似性が強調されてきた。専門職の分業体制、官僚制的な管理体制、そして何よりも人間を相手にサービスを提供する組織であること。

では、良い病院、良い大学とはどのような病院であり、大学なのだろうか。また、それぞれが保証すべき医療の質、教育の質とは何であろうか。最新の医療機器、医学博士を有した医師団、あるいは、全室個室の病室。これらが医療の質を意味するのだろうか。確かに、これらは医療の質の一部かもしれないが、病院が患者に保証すべき医療の質とは、確かな診断とそれに基づく的確な治療や投薬によって、患者の病状が和らいたり、最終的には健康な状態に戻ったりすることである。同じように、大学が保証すべき教育の質は、最新のICT機器と数百万冊を所蔵する図書館、全員海外留学経験を有する教授団、あるいは、少人数クラスの多さではなく、在学中の教室内外での主体的な学習活動を通じて、授与される学士・修士・博士の学位保持者に期待される知識や技能を確実に身に付けさせることである。教員が教えたことではなく、学生が卒業・修了時に理解し、できるようになったこと、すなわち「学修成果 Learning Outcomes」こそが、大学教育が保証すべき質なのである。病院も大学も、それぞれの医療や教育によって、患者は健康を取り戻し、学生はできなかったことができるようになる、というインパクトや変化こそが、それぞれが保証すべきサービスの質といえよう。

では、どのようにして変化が生じたこと、インパクトを与えたことを確認できるのであろうか。病院では、治療の目的は明確である。すなわち、それは患者の病状の緩和であり、最終的に健康な状態に戻ることが目標となる。そのために、診療の前に、血圧測定や血液検査、あるいはCTなど、実に様々な検査を実施する。そして、それらの検査結果に基づいて医師が診断を下し、必要な投薬や注射などの治療を施す。さらに、一定の時間後、改めて種々の検査を実施し、病状の変化を確認し、最終的に病気が完治したことを確認して、治療

は終了し、患者は退院する。つまり医療の現場では、目標の設定、検査、診断(評価)、治療、検査、診断、…という、目標、検査、評価、治療という改善サイクルが確立されている。しかし、残念なことに、大学教育の現場では、このような改善サイクルが必ずしもできていない。

そこで、大学教育でも、医療現場の検査に相当する学習の「アセスメント Assessment」の機能に最近注目が集まっている。しかし、アセスメントは、心理学の分野では「査定」と訳されているが、教育の分野では、しばしば「評価」と表現される。しかし、評価、すなわち“Evaluation”とは明確に異なる概念である。学習のアセスメントを中心に教育の改善を図り、質保証を行う取組みは、「アセスメントに基づく改革“Closing the loop”」とも呼ばれている。この考え方は4つステップから構成される。出発点は、「学位授与の方針」等において(期待される)学習成果(目標)を測定可能となるよう具体的、明示的に定めることにある。第2段階は、学生が学習成果を獲得できるよう、「教育課程の編成・実施方針」に基づき体系的な教育課程を編成し、多様な教授・学習方策を活用して、教育活動を実施する。第3段階は、(期待された)学習成果が、現実に学生が習得した「学修成果」に変化したかどうかを、間接的あるいは直接的な測定方法によって「アセスメント」を実施する。この段階が医療の過程における「検査」に相当する。そして、第4段階は、このアセスメントの結果を見て、十分な学修成果があがっているかどうかを「評価」し、もし不十分であるという評価(診断)が下されれば、必要な改善・改革、たとえば、教育課程の改定やFDを実施し、教育の質保証を図っていくことになる。

ただし、課題も多い。まず、多くの大学では、学習成果が抽象的な表現にとどまり、アセスメントが困難であること。また、医療と異なり、学習アセスメントの技術開発が十分進んでいないこと。そしてなにより一番の課題は、高等教育関係者の間で、教育の質保証とアセスメントの重要性の理解が十分でないことである。認証評価団体や関係学会の働きかけを期待したい。

最後に医療の質保証の取組からの示唆をもう一つ紹介して、本論を締めたい。それは日本医療機能評価機構による医療の質を定量的に表現しようとする「医療の質指標“Quality Indicator”」開発の試みである。もちろん、医療でも、ましてや教育において、その質を定量的に表現することには限界があることは当然であるが、高等教育機関の説明責任を果たす取組の一環として「高等教育の質指標“Higher Education Quality Indicator(HEQI)”」の開発に取り組む価値はあるのではないかと。この点でも、大学基準協会のイニシアティブに期待したい。

韓国的高等教育支援機関 (KCUE&KUAI) と 協力協定を締結

2015(平成27)年12月9日、韓国ソウルにて、韓国における高等教育の質保証等に関する業務を行う機関である大学教育協議会(KCUE: Korean Council for University Education)及び大学評価院(KUAI: Korean University Accreditation Institute)と協力協定(MoU)を締結した。

この協定は、本協会とKCUE及びKUAIにおける共同の調査研究の実施、職員の相互派遣、各種プログラムやシンポジウム等の共同開催等、我が国と韓国との高等教育の質保証に関連するさまざまな取り組みにおいて、相互に協力を行っていくことを目的としている。

本協会は、今後一層、海外機関との協力関係を強化し、

質保証機関としての国際性を高め、会員各校及びわが国の高等教育の質的向上に資するよう努めていきたい。



栗林 泉 大学評価・研究部 企画・調査研究系 副主幹

2015 AAPBS Annual Meeting参加報告

今年度のAAPBS(Association of Asia-Pacific Business School) Annual Meetingは、タイのチュラロンコン大学ビジネススクール及びサシンビジネススクールの主催で11月18日～20日にかけて行われた。総会テーマとして“Driving Social Innovation through Public-Private Partnership”を掲げ、タイにおける事例紹介をもとに、ソーシャルイノベーションとビジネス教育について議論がなされた。

まず基調講演では、チュラロンコン大学の理事を務めるProf. Emeritus Khunying Suchada Kiranandana氏より、「マハ・チャクリ・シリントン王女の下で始められた社会的なビジネス改革の取り組み(PHUFU)」と題して、国を起点とする社会的発展という枠組みの中でのビジネスモデルについて紹介がなされた。また、タイの観光・スポーツ分野の大臣を務めるHE Kobkarn Wattanavrangkul氏からは、タイにおける観光事業の持続性と活性化に関する発表があり、公的、私的部門の連携や人々のつながりの重要性が伝えられた。

パネルディスカッションとしては、①“Social Innovation & Business School Curriculum”と②“Positioning of Global Business School: Academic Excellence, Business Relevance & Social Significance”の2つのセッションが行われたが、とりわけ後者のセッションにおいては、パネリストにAACSB(The Association to Advance Collegiate Schools of Business)の会長兼CEOを務めるThomas R. Robinson氏及びEFMD(European

Foundation for Management Development)の理事兼CEOを務めるProf. Eric Cornuel氏を迎え、アジアのビジネススクールが認証を受けることの意義やビジネススクールにおけるアカデミックの重要性を取り上げて、会場を巻き込んだ活発な議論がなされた。

国際的なビジネススクールの基準として、アカデミックの重要性が強く主張されたことは注目すべきところであり、国際認証を得るためには、教員の学位水準もPh.D.を持っていることが前提とされているようである。本邦においても専門職大学院制度に基づく理論と実務の架橋教育の必要性が強く言われているが、両者のバランスのとり方、比重の置き方は大学によってさまざまである。その背景には、教員組織のあり方、特に実務家教員の定義と取扱いが曖昧なままに制度運用がなされてきたことがあるように思われる。日本の専門職大学院制度が始まって10年経つことを機に、現在、中教審に専門職大学院ワーキンググループが設置され、制度の見直しが始められている。本協会としても、これまでの評価実績に基づく制度上の問題点等を総括し、専門職大学院制度の在り方についての方針を提示することを予定している。

今後も本協会では、AAPBSのようなアジア地域のMBA教育関係者が集う会議に参加し、会員校及び関係機関との交流を深め、現在ではまだ参加が少ない日本のビジネススクールへの働きかけや橋渡しの役目を担えるよう積極的な活動を行っていきたい。

伴野 彩子 大学評価・研究部 審査・評価系

高等教育のあり方研究会の状況報告

わが国の高等教育の質保証においてその責任を担い、リードする上において、調査研究を推進し自らの事業の質を高め、会員校をはじめとするわが国の高等教育関係者にその成果を提供していくことは本協会にとって重要な課題である。こうした課題に応える1つとして、2013(平成25)年度に設置した高等教育のあり方研究会において、以下3つの調査研究を推進し、2015(平成27)年度にそれぞれの調査研究成果を公表した。

第1に、大学評価理論の体系化に向けた調査研究については、主要国の評価機関及び大学を対象とした海外訪問調査と、INQA/AHEに加盟する全評価機関やその他の主要な評価機関を対象とした悉皆的なアンケート調査結果等をもとに、大学評価に関わる理論を体系的に整理して大学評価論を構築していくことを企図した報告書を刊行した。

第2に、高等教育のアーティキュレーションに関する調査研究については、国内外の大学等を対象とした訪問調査を実施し、アーティキュレーションの現状の多様性を示すとともに、わが国におけるアーティキュレーションの課題を明ら

かにするなどの成果を取録した報告書を刊行した。

第3に、内部質保証のあり方に関する調査研究については、わが国の全大学を対象としたアンケート調査と、その調査結果等から内部質保証に関する有為な取組みを行っている国内8大学への訪問調査結果等をもとに、各大学の内部質保証システムの構築とその有効性を高めることに資するべく、『内部質保証ハンドブック』を刊行した。

さらに、2015(平成27)年度からは、近年、わが国の大学が国際展開する中で、同研究会において、新たに「国際的質保証のあり方」を調査研究テーマとして取り上げ、質保証における国際的な動向を把握・分析し、国境を越えて提供される教育の質保証における課題を明らかにすることを目的とした調査研究を実施している。また、2014(平成26)年度にとりまとめた「第3期認証評価における大学評価の基本方針」では、大学評価の国際的な通用性を発展・強化していくことを方針の1つとして掲げていることから、同調査研究で明らかになった国際的質保証の方策について、第3期大学評価の改善を検討している本協会の委員会等にその成果を還元していく予定である。

山口 豪 大学評価・研究部 企画・調査研究系 研究員

第3回学長セミナー開催報告

2016(平成28)年1月23日、東京ガーデンパレス(東京文京区)において、第3回学長セミナーを開催した。

今回のテーマは「今、学長が成すべきことは何か-改めて大学改革を考える-」とし、我が国の高等教育が抱える課題を大学側の視点から改めて捉え直し、それぞれの大学が主体性を持って課題に挑み、自らが将来を展望して多様な発展をし続けるために必要な学長のリーダーシップやマネジメントについて再考することを目的とした。

本セミナーの前半では、台湾より、傅勝利先生(TWAEA(台湾評鑑協会)理事長、義守大学名誉学長)、日本より、永田恭介先生(筑波大学長、本協会会長)、田中優子先生(法政大学総長、本協会理事)の3名の先生方にご講演いただいた。また、後半のディスカッションでは、講演者3名をパネリストに、モデレーターに鈴木典比古先生(国際教養大学理事長・学長)を迎え、講演者と参加者との間で活発な議論が展開された。そして、閉会時には、佐藤東洋士先生(桜美林大学理事長・学園長、本協会副会長)から挨拶をいただき、盛況のうちに会を終了した。

当日は、全国の国立・公立・私立大学から120名を超える会員校の学長及び副学長等の方々にご参加いただき、参

加者からは、「台湾における教育改革はインパクトがあった」、「講演者各校における産学連携、大学間連携等の可能性や大学教育におけるグローバル化の方向性をうかがい、自らの大学にも参考になる知見が得られた」等の感想が寄せられた。

お忙しい中、ご登壇いただいた先生方、ご出席いただいた皆様に改めてお礼を申し上げます。

なお、当日の資料は本協会ホームページに掲載している。
⇒ <http://www.juaa.or.jp/symposium/index.html>



栗林 泉 大学評価・研究部 企画・調査研究系 副主幹

ブックレビュー

福田 誠治 著
『国際バカロレアと
これからの大学入試改革
- 知を創造するアクティブ・ラーニング』
(垂記書房)



2015年12月1日 263頁 2,000円+税

著者は、この書で、国際バカロレアとは何かについて、世界で行われている国際バカロレアの事例や歴史的背景をまとめ、今なぜ国際バカロレアが必要とされているのかをまとめている。

今、日本の教育は、グローバリズムに動かされて教育改革の真只中で、激動期にある。2020年には大学入試が変わり、学習指導要領、教員免許、教員養成制度も転換され、探求型の学び、いわゆるアクティブ・ラーニング、イノベティブでクリエイティブな学びへと変わっていく。それに伴い、授業スタイルや学習方法が大きく転換しようという時期にある。著者によると、学校教育における変化は日本でしか通用しない偏差値、学歴、就職対策が大きく変わる時代が、目前に迫っているのだ。

近年注目されている国際バカロレア(IB)は、ヨーロッパ仕様の国際標準カリキュラムであるが、「探求型の学習」で成り立っていて、教科のはっきりしない授業から学校教育が始まる。「子どもたちはこれまで大人が創造できなかった未来の世界に生き

る」という教育観は、解のない問題に向けて、自ら学ぶという教育哲学に基づいている。つまり、知識や技能は、自ら学び、探求し、理解し、評価し、それを使いながら社会的に確かめ、自分のものとして獲得していくものである。教師は生徒の学びを整理し、方向付ける支援者となる。この構成主義は、北欧諸国の学びとして国家規模で実現され、今日ではEUやOECD、さらには先進国や開発途上国の教育にも大きな影響力を持つ教育姿勢となっている。残念ながら日本の教育ではあまりなじみの無いものである。

世界では、社会経済の変化に合わせて、教育が変化しているが、日本もグローバル教育の世界標準が形成されていくと、生徒の学びを支援するような学校教育が無視できなくなる。その第一歩として始まるのが、大学入試改革である。現行の大学入試は、教科横断的な学力や教科を超えた学力を測り、大学でも学び続けることができる力を測るテストへと変更される。

この著書は、IBの歴史、IBのカリキュラム(学年、教授言語、教育目的、学習者像、教育方法)、幼児・初等教育カリキュラム、中等教育カリキュラム、大学接続カリキュラムについて示されていて、IBの基礎的概念が網羅されている書である。今後の日本の子どもたちに対する教育の在り方や、教育の方向性について示唆に富む書である。

小出 和代 東京都立晴海総合高等学校 主任教諭

深堀 聡子 編著
『アウトカムに基づく
大学教育の質保証
- チューニングとアセスメントにみる
世界の動向』
(東信堂)



2015年6月30日 328頁 3,600円+税

世界各国で、学生が大学教育を通じてどのような知識・技術・態度を修得したのかという「アウトカム」重視の観点から、大学教育の質保証を行おうとする教育改革が進められている。欧州のボローニャプロセス、AHELO、JABEEなどをよく耳にするが、こうした取り組みがどのような考えに基づいて、何ををもってアウトカムとしているのかを知りたくて、この本を手にとった。本書は、各国の教育改革が、大学教育の質保証システム全体に如何なるインパクトをもたらしているのかについて、国際比較のアプローチを用いて明らかにしようとしている。アウトカム重視の大学教育が進行している背景として、①知識基盤社会における大学への期待の高まり②各国政府の緊縮財政における説明責任の強まり③グローバル化による大学教育改革への推

進圧力の3点を挙げている。また、アウトカムを重視する教育は、従来の「教員が何をどのように教えるか」という「教育パラダイム」から、「学習者が何をどこまで習得したか」という「学習パラダイム」への転換を引き起こす可能性も含むとしている。アウトカム重視の質保証には、2つのタイプがあるという。一つは欧州に見られるような、参照基準に基づいて大学教育の範囲と水準に緩やかな標準性を持たせるタイプ。もう一つは、米国や韓国のように、アクレディテーションの透明性を高める努力として、出口段階での学習成果アセスメントを志向するタイプとのことだ。では、日本はどうか。本書では、「日本は今後も大学教育の範囲と水準に緩やかな標準性をもたせるアプローチと並行して、出口段階で志向するアプローチも推進しながら、アウトカム重視の質保証を模索していくと考えられる」と記している。いわば、ハイブリット型の質保証ということか。今後、グローバル化が逆戻りすることはない。さらに、TPPの導入等により、人材の国際流動性がさらに高まっていくことも想定される。本書を読むと、その時になって、日本の学位や学生の水準が国際的に通用するのか、とならないよう、今から周到な準備をしていくことが必要だと感じさせられる。

小林 浩 リクルート『カレッジマネジメント』編集長

大学基準協会ニュース

『大学職員論叢』第4号を刊行しました

『大学職員論叢』第4号の誌面を以下で紹介いたします。まず、巻頭言のテーマは「大学改革を推進するための大学職員の役割」としました。次に、寄稿論文の特集テーマは「大学職員の専門性と求められる能力」とし、教務担当職員、国際教育交流担当職員、研究推進・支援職員、学生支援担当職員、財務担当職員それぞれの専門性と職能開発のあり方に焦点を当てた論文を収録しました。さらに、本協会の正会員校に属する教職員等からの示唆に富み啓発的な投稿論文等を4本掲載しました。加えて、書評欄では、大学改革論、大学の戦略的経営論、大学版IRの導入論に関する有益な書籍を取り上げるとともに、前号の書評欄に掲載した大学職員の人材育成論、大学事務組織論に関する原著者からのリプライも収録しました。最後に、第1号からの継続誌面として、平成26年度の本協会による「職員研修プログラム」「研修修了者の声」と同年度の「大学職員日誌」をそれぞれ掲載しました。大学職員論を正面から取り上げた国内で数少ない論叢誌です。ぜひご愛読・ご活用下さい。



刊行物の購入手続きは本協会ホームページをご覧ください。

大学基準協会の研修員制度について

本協会では、正会員大学の職員の皆様に、認証評価の一連のプロセスを経験していただく研修員制度を設けています。研修期間中は、認証評価の実務に関わるばかりでなく、高等教育に係る本協会内外の研修等にご参加いただけます。研修期間は4月1日から1年間で、3年間まで延長可能です。高等教育の質保証等につき広く研鑽を積む機会としてご活用ください。お問合せは本協会総務課(TEL:03-5228-2020)まで。

「じゅあ」の原稿募集及び取材について

◆募集する原稿のテーマ

- ①「大学時論」…広く大学論、教育論に関わるもの(900～1800字程度)・毎号1篇
- ②「会員の広場」…大学の取組みの紹介や高等教育に関する諸問題への意見等(900字程度)・毎号数篇

◆投稿規定

- ※投稿資格は広く高等教育にご関係の方。原稿のほか、氏名、所属、職名、連絡先を添え、Eメールを本協会広報担当まで info@juaa.or.jp へお送りください。
- ※締切日は毎年6月末日及び11月末日で、掲載対象号は原則としてそれぞれ10月発行号と3月発行号です。
- ※採否は広報委員会にて決定し、採用された方には本協会内規により薄謝を呈します。

◆取材について

大学の運営や改革に役立つ取組み事例をご紹介いただける会員大学へ「じゅあ」が取材に伺います。本協会広報担当までご連絡ください。

企画:広報委員会

委員長 近藤倫明(北九州市立大学)
 委員 小出和代(東京都立晴海総合高等学校) 小林浩(リクルート「カリッジマネジメント」) 林祐司(首都大学東京) 宮崎あかね(日本女子大学) 本西泰三(関西大学) 工藤潤(大学基準協会)

「じゅあ」は、会員大学の専任教員・課長職以上の方々及び関係方面にお記りでしています。送付部数に変更のある場合は事務局までご連絡下さい。また、「じゅあ」は本協会ホームページからダウンロードできます。

編集後記

大学教育の重要課題に、学習成果の可視化、把握・評価が挙げられる。本号において、川嶋天津夫氏に高等教育の質保証とアセスメントについて寄稿していただいた。川嶋氏は、修得した「学修成果」こそが、大学教育が保証すべき質と強調する一方で、修得すべき学習成果(目標設定)が抽象的表現にとどまっている、アセスメント(検査・診断)の手法が開発されていない、教育の質保証とアセスメントの重要性の理解が不十分である等、課題も多いと指摘する。授与する学位に見合った知識、技能等を修得させるための教育はいかにあるべきか。「検査・診断」を踏まえた「治療」方法を見出すまで、まだまだ道は遠い。(工藤潤)